

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第108条の32の2第5項
処 分 の 概 要 : 運転免許取得者教育の認定の取消し
原権者（委任先）: 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め: 道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者教育の認定） 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者教育指導員）、第3条（設備）、第4条 (課程の基準)
処 分 基 準: 都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙のとおり。
問い合わせ先 :
備 考 :

別紙

1 認定の審査について

(1) 「交通安全教育指針に従つて行われるものであること」の審査

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第2章第5節「2 免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従つて行われることを意味する。

このほか、**運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）**第1条第3号及び第4号に掲げる課程にあっては、指針第2章「第6節 高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従つて行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定規則第1条第8号に掲げる課程等を行う場合にあっては、指針第2章第5節「3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従つて行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であるとの審査を行うに当たっては、認定規則第5条第2項の認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類をもとに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査する。

(2) 「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者教育の課程が、認定規則第4条の課程の基準（別表参照）に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査する。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の年間の実施回数等についても記載させる。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させる。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 課程の認定

認定規則第1条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）

については、法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が

70歳以上75歳未満の者に対するもの（認定規則第4条第1号の表の3の項）、75歳以上の者であって認知機能検査の結果について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上のものに対するもの（同表の4の項）又は同数値が76未満のもの（同表の5の項）に対するものとで、それぞれ課程の基準が異なるが、課程の認定は、いずれの課程の基準をも満たす場合に高齢者講習同等課程として認定すること。

イ 教育事項

認定規則第4条第1号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

ウ 教育方法

(ア) 教本及び視聴覚教材等

認定規則第4条第1号の表の3の項、4の項、5の項及び8の項の下欄に掲げる教育方法（以下「特定教育方法基準」という。）の教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材については、これら課程が高齢者講習や更新時講習と同等の効果を生じさせるものであることから、高齢者講習や更新時講習と同等以上のものが活用されるものとなっているかどうかについて判断すること（その他必要な教材については録画装置、映像再生装置等が該当することとなる。）。

(イ) 個別的指導及び個人指導

高齢者講習同等課程における個別的指導については、高齢者講習における双方向型講義に対応する内容を含み、高齢者講習のものと同等以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

なお、個人指導（運転免許取得者教育指導員（以下「教育指導員」という。）1人に対し指導を受ける者が1人のみである指導をいう。以下同じ。）を含むものに限るとされている個別的指導についても、個人指導だけでは高齢者講習のものと同等以上であるとは認められない。

個別的指導の実質的効果が上がるような内容とするため、高齢者講習と同等以上に受講者の日常の運転頻度を把握し、受講者に応じた車種の選定や運動機能に関する課題の選定、各教育事項に活用されるものとなっているかどうかについて判断すること。

個人指導では、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方

向型講義の受講状況や運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を実施し、個人指導は教育の最後（映像教養を除く。）に行うものであるかなど、高齢者講習のものと同等以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

(カ) 討議及び指導

特定教育方法基準において「自動車等の運転に必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。」とされていることについては、自動車等の運転について必要な知識についての討議と指導の両方を行うものとなっているかどうかについて判断すること。例えば、ディスカッション形式により危険予測と回避方法等に関する指導を行う場合が該当するものと認められる。

なお、自動車等の運転の実習は、自動車等の運転に必要な技能とともに知識についても指導することとなるが、知識に関する討議を伴わない限り、これに該当しないものと認められる。

(エ) 教育車両及び指導

特定教育方法基準に示されている自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、免許の種類に対応する教育用車両が必要数整備されているどうかについて判断すること。

その際、教育指導員の数、設備の状況、指導事項、指導方法等を総合的に勘案すること。

ただし、免許の種類に対応する教育用車両がない場合には、大型免許の保有者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型免許の保有者は準中型自動車又は普通自動車を、準中型免許の保有者は普通自動車を、大型二輪免許の保有者は、普通自動二輪車をそれぞれ使用する措置がとられることを勘案して判断しても差し支えない。

また、認定規則第4条第1項の表の4の項及び5の項における自動車等の運転の実習においては、認知機能検査の判定結果に基づく分類に応じた個別指導が行われるどうかを判断すること。

なお、認定規則第1条第3号に掲げる課程において運転操作に関する診断（単純反応、選択反応、ハンドル操作、注意配分・複数作業）について、実車指導を通じて確認する場合は、受講者の運転行動を十分観察し、これらを判定していく必要があることから、高齢者講習における実車指導要領と同等以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

(オ) 運転シミュレーター

認定教育規則第4条第1号の表の3の項、4の項、5の項及び8の項の下

欄に掲げる教育方法に示されている自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、四輪車用及び二輪車用（原動機付自転車用を含む。）の運転シミュレーター（型式認定制度があるものは型式認定を受けたもの又はこれと同等以上のもの）が必要数整備されているかどうかについて判断する。

エ 教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定規則第4条第2号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

2 終了証明書の交付

認定規則第1条第3号又は第6号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者が、特定教育を終了した者に対し、認定規則第8条の規定により交付する終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

- 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。
- スタンプの文字は、丸ゴシック体によること。

また、特定教育以外の認定教育についても、認定を受けた運転免許取得者教育を行う者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

別表

運転免許取得者教育の課程の基準（認定規則第4条）

○ 第1号関係

課程の区分	教育事項	教育方法
1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（「大型自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第1号に掲げる課程）	イ 大型自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車（「二輪車」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第2号に掲げる課程）	イ 二輪車の運転について必要な技能及び知識 ロ 二輪車の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	二輪車、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
3 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別の指導を含むものであること。 ハ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
4 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者であって、その者が法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下この表において同じ。）の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上であるものに対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性�査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別の指導を含むものであること。 ハ 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
5 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者であって、その者が法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものに対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別の指導（個人指導（運転免許取得者教育指導員1人に対し指導を受ける者が1人のみである指導をいう。ハにおいて同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。 ハ 認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
6 高齢者に対するもので上記3、4又は5以外のもの（第1条第4号に掲げる課程）	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 身体の機能の状況その他の自	自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて行うこと。

	<p>動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	
7 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの (第1条第5号に掲げる課程)	<p>イ 気候、地形その他地域の特性に応じた自動車等の運転に必要な技能及び知識 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	<p>自動車等、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>
8 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者に対する更新時講習(府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。)と同等の効果を生じさせるために行うもの (第1条第6号に掲げる課程)	<p>イ 道路交通の現状及び交通事故の実態 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。 ハ 自動車等の安全な運転に必要な知識 ニ 自動車等の運転について必要な適性及び技能</p>	<p>イ 自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たりおおむね10人以下であること。</p>
9 大型自動二輪車又は普通自動二輪車(「大型自動二輪車等」という。)の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者(上記2に規定する者を除く。)に対するもの (第1条第7号に掲げる課程)	<p>イ 大型自動二輪車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動二輪車等の二人乗り運転について必要な技能及び知識 ハ 大型自動二輪車等の運転に必要な適性 ニ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	<p>大型自動二輪車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>
10 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者(上記1及び2に規定する者を除く。)に対するもの(上記8、9に掲げるものを除く。) (第1条第8号に掲げる課程)	<p>イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	<p>自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>

備考

上記表の教育事項の欄のうち、同表の課程の区分欄1のロ及びハ、2のロ及びハ、6のハ、7のロ、9のハ及びニ並びに10のロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。

○ 第2号関係

各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が2時間以上(第1号関係の表の5の課程にあっては3時間以上)であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が1時間以上(同表の1の課程又は2の課程(原動機付自転車に係るもの除去)にあっては2時間以上)であること。

○ 第3号関係

認定規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。